



被扶養者の資格を失ったときは、 5日以内に削除の手続きが必要です



被扶養者は、保険料負担なく保険給付や保健事業を受けることができますが、主として被保険者の収入によって生活している必要があります。収入の条件、同居の条件などもあり、満たさなくなった場合は5日以内に被扶養者からはずす手続きが必要です。誤って被扶養者としたままにしていると、その間にかかった医療費があれば返還していただくこととなりますのでご注意ください。

娘のアルバイト収入が増えたことを一緒に喜ぶDさん。被扶養者の収入条件をオーバーしていましたが、被扶養者削除の手続きを忘れ、数カ月が経ってしまいました…。



健保組合の資格調査で、被扶養者削除の手続きを思い出したDさん。削除に該当した日からの医療費を返還しなければならず、数万円の出費となっていました…。



収入の基準は今後1年間の見込みで判断します

被扶養者の収入条件は、年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満です。これは実績で判断するのではなく、今後1年間の見込み収入で判断します。月収が10万8,334円(同15万円)以上になると、被扶養者からはずす手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。

返還した医療費は、次の健康保険に請求できます

当健保組合に返還していただいた医療費は、本来加入すべきだった健康保険の保険者(健保組合など。国民健康保険の場合は市町村)に請求することができます。手続きについては、加入先の保険者にご相談ください。



被扶養者数は、健保組合が負担する高齢者医療への拠出金の算定に影響します。不要な支出につながりますので、ご家族の被扶養者資格にはご注意ください。

健康保険法等の一部改正

被扶養者認定の要件に国内居住が加わります

令和2年4月から被扶養者認定の要件が見直され、要件に「日本国内に住所を有する」ことが加わります。このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、令和2年4月1日で被扶養者の資格を失います。

ただし、次のケースは例外的に要件を満たすこととして認定されます。

- ①留学する学生
- ②海外赴任に同行する家族
- ③海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる人

(例) 海外赴任中に生まれた被保険者の子ども、海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者など

④観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している人

(例) ワーキングホリデー、青年海外協力隊など

⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する人

※次の人は、日本国内に住所を有していても、被扶養者とすることはできません。

- ・「医療滞在ビザ」で来日した人
- ・「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した人(富裕層を対象とした最長1年のビザ)